

一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会

答 申 書

令和２年１２月７日

一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会

目 次

はじめに		2
1 これまでの背景と財団の取り組み		3
2 文化財団に求められる独自性		4
3 問題点の整理		5
4 文化財団の必要性		8
5 文化財団の在り方（方向性）と具体的方策		9
6 佐渡市の体制づくり		14
7 文化財保護政策への対応		14
おわりに		15
○一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会 構成員名簿		16
○一般財団法人佐渡市文化財団に関する検討会 開催状況		17

はじめに

一般財団法人佐渡市文化財団(以下「文化財団」という)は、佐渡の豊かな文化を守り、未来へ引き継ぐとともに、文化資源の活用を通じ、生き活きとした地域住民の暮らしの実現に寄与することを目的に平成30年7月2日に設立された。

以後、佐渡市教育委員会が管理団体となり、様々な事業が展開されてきたものの、文化財団、佐渡市議会、佐渡市の監査機関などの報告により、2か年の事務の執行および組織体制等々について様々な不備や課題が明らかとなったところである。

当検討会においては、今後、文化財団の活動が設立当初の目的を真に達成し、佐渡市の文化振興に必要な団体として位置づけられるべきものであるか否かについて、事業実績や現状を聴取しながら議論を重ね、ここにその議論の総意として報告するものである。

令和2年12月7日

一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会

1 これまでの背景と文化財団の取り組み

佐渡市は、近年の急速な過疎化や少子高齢化に伴って、文化活動を担う人材不足や貴重な文化財の劣化などが顕著にみられるようになり、佐渡固有の文化の保存や継承が危ぶまれている。

このような状況の中、行政だけでは解決できない文化財を取り巻く諸問題に地域社会に向き合い、様々な取り組みをとおして貴重な文化財を次世代へ継承すべく、文化財団の設立に至ったものと思料する。

検討会ではここ2か年の文化財団の活動を聴取し、伝統芸能、伝統建築技術、伝統工芸、情報発信等の各事業の取り組みを進めたという報告を受けた。

事業の実施においては、監査報告の指摘事項として、行政の指導体制および職員のコンプライアンス遵守の徹底が強く求められている。

文化財団の活動で評価すべき点もある。一例としては、行政では現況把握が進んでいない社寺調査を実施し、未指定の社寺建築を含むアーカイブ化を進める中、貴重な文化財の幾つかで劣化が進行し早急な修繕を要する実態のあることを明らかにしている。

一方、文化財団設立時に掲げられた自立した文化財団への取り組みについては、芸能派遣事業として、創作芸能集団の設立によるイベント出

演での収益が報告されているが、その財源をもって文化財団全体の事業展開ができるまでの道筋には程遠い状況であった。

2 文化財団に求められる独自性

今年度、文化財団の活動費は国の補助金に替わって全額佐渡市の財源で賄われている。無論、その活動が文化財団でしか為し得ない活動であるのか、また、事業の費用対効果について問われるのは当然のことである。

文化財団の取り組む事業としては

- ① 行政では政教分離の原則により事業化が困難である文化資産の保存修復（例 未指定の宗教関連施設）
- ② 有形文化財を保存・継承するために必要な無形の技術伝承者の育成（例 茅葺き、木羽葺き屋根、宮大工技術）
- ③ 独自財源の創出による伝統工芸等の保存・伝承のための事業の展開などがあげられる。（例 竹工、藁細工、木工芸品等の手わざ）

文化財団職員は、行政機関のように人事異動にとらわれることなく、佐渡固有の伝統技術の習得や技術の研鑽を進め、より専門性を高め、必要とする地域や文化財の所有者、伝承者等と親密でより強固な人材ネッ

トワークの構築へと、つなげることなどがあげられる。

文化財団には、市民・地域・行政をつないで、佐渡の伝統文化の保存と継承を生かした地域づくりを進めていく役割もある。

伝統文化を活かした地域づくりは、佐渡固有の文化を発信することにもなり、結果として観光にも寄与するものと考えられる。

こうした点では、今後佐渡観光交流機構（DMO）などとも協働して文化振興をはかることも考慮していく必要がある。

3 問題点の整理

文化財団については、財団及び市の監査機関等から以下の意見や報告がある。

- ① 文化財団監事から財団監査に係る意見及び確認事項（平成31年4月26日発出）の、事業報告等に係る意見、専務理事の職務執行に関する意見がある。
- ② 総務文教常任委員長からの「所管事務調査報告書」（令和2年2月20日発出）（以下「調査報告書」という）では、文化財団のあり方や運営等の制度設計に大きな欠陥があるにもかかわらず、国の補助事業を優先したことが今回の事態を招いたとして、早急に組織の見直し

をするべきであると報告されている。

- ③ 佐渡市監査委員からの市長の要求に基づく監査の結果報告（令和2年4月3日発出）（以下「監査結果報告」という）では、設立の目的を再認識し、文化財団が目的に沿って運営されるよう行政として指導、助言を適宜行い、文化財団をとおして佐渡の文化の保護継承を進めてもらいたいと報告されている。

検討会では上記の意見や報告を踏まえ、文化財団派遣の市職員から平成30年度、令和元年度の事業内容などについて説明を受けた。

市の監査機関や財団職員の事業聴取などから、検討会で以下のよう
に整理を行った。

（１）文化財団

①全体

○文化財団の事業計画及び予算内容は、計画自体、内閣府の地方創生推進交付金の交付を受けることを最優先した計画であり、地域や伝承団体等の実態とは大きくかけ離れたものであった。

計画そのものが、地域や団体等との協働を目指した計画でなかったうえに、交付と同時に性急に事業を展開しようとしたため事業の遂行そのものに無理を生じた。

②事務局

○組織におけるマネジメントが欠如していた。

- ・ 幹部職員や文化財団職員の経験不足により生じたものと思われる。

- ・ 財務規則や要綱、通達等の理解が不足しており、業務内容に支障をきたしていた。

○コンプライアンスの意識に欠けていた。

○事業進捗の遅れ…事業展開前の準備や調査に手間取り、計画どおりに進捗していなかった。

③役員

○理事は専務理事以外が非常勤役員であり、事業進捗の遅れなどの問題点の共有が不十分であった。

(2) 社会教育課

○文化財団への支援、指導体制が整っていない…市教委の財団担当係の廃止により責任体制が不明確であった。

○事務処理の不適正…人員不足や職員の経験不足などによるチェック機能の低下があった。

（３）庁内連携

○交付金申請計画作成部署と事業実施部署との連携が不十分なままに計画を進めたことから、事業計画が多岐にわたり、実効性を欠くものであった。また、庁内の連携体制も不備であったため、計画変更やそれにともなう手続きなどのチェック機能も不十分であった。

４ 文化財団の必要性

文化財団は「佐渡の豊かな文化を守り、未来へ引き継ぐとともに、文化資源の活用を通じ、生き生きとした地域住民の暮らしの実現に寄与すること」を目的として、創設され運営を行ってきた。

しかし、この２年間の文化財団の運営については、前述のとおり多くの問題点が浮き彫りとなっており、健全な事業運営がなされていなかったと思われる。

近年の少子・高齢化の現象は、地域社会における地域文化の継承を危うくさせている。活気ある地域をつくり存続させるためには社会や経済に活力をもたらす基盤ともなる文化の振興が必要不可欠である。

文化の振興をはかっていくには、市民の自発的な文化活動を刺激し、伸長させるとともに、文化を享受し得る環境を整える必要がある。

個人や地域の活動の継続には限界もある。限りがあるところに手を差し伸べ、地域に即して不足する面を補う役割が重要である。これらの役割を行政だけで担うことは現実的に困難であり、それを為すための文化財団であり、地域文化の継承という視点からも果たす役割は大きいと言える。

現在、文化財団は結成からまだ間もなく、独自性の高い事業の創出にまでは至っていない。

しかし、一つひとつの活動を通して確実に文化振興に関わる人々との出会いが広がり、信頼関係が構築されつつあり、課題解決に向かう使命感は高まっていると考える。

以上から、文化財団を存続することが必要と当検討会は考える。

但し、単にこれまでの活動の継続ではなく、以下に事業改善を付した上での結論とする。

5 文化財団の在り方（方向性）と具体的方策

文化財団の存続に至っては、文化財団独自の事業を取捨選択し、その活動が適正かつ円滑に進められるよう、事業規模を縮小し再編を行うとともに組織体制を早急に再構築し、事業の選択にあたっては、市（行政）

では困難な事業を中心に進めて行くことが、目的達成に近づくと考え
る。

については、当検討会として組織体制の考え方や取り組む事業活動を以
下に例示する。

(1) 組織体制の構築

理事長及び専務理事をはじめ、役員についても極力知識経験のある
人材を確保することが望まれる。

○文化財団内部の人材確保

- ・専務理事、常務理事（事務局長）の2名体制とし、組織内部の連絡調整を密にするとともに、ガバナンスの強化をはかることが望まれる。
- ・財団職員も財団の事業遂行に必要な専門的知識のある人材を確保し、事業の取り組みができる体制の構築が望まれる。
- ・外部の人々を巻き込んで協働での活動を展開できる人材の確保が望まれる。

○佐渡市の派遣職員

- ・現状は事務局次長1名の派遣であるが、財団の性格から学芸員等

の専門的な職員の派遣も望まれる。

○人材不足の対応

- ・ 調査、研究などについては外部の協力体制や、市との連携をはかるなど、連携して進めることのできる体制を整えることが望まれる。

(2) 無理のない範囲での体制づくり

○活動が適正かつ円滑に進められるよう、事業規模に合わせた組織改編を行うことが望まれる。

○事業内容に沿った定款の変更を行うことが望まれる。

○補助金のみに頼らない体制づくりを整えることが望まれる。

(3) 事業

○人脈づくり、ネットワーク化、保存・活用

各種団体、伝承者等とのネットワークの形成や情報収集に努めながら、それらの情報から講師紹介や各団体の成果発表の場などの機会づくりを行うことが望まれる。

また、公共施設の指定管理を受けるなど、活動拠点の確保に努めることも必要と考える。

①有形文化財の保存・活用（文化財室との連携）

指定文化財の保存や継承のための支援策として、佐渡市は各種補助財源の確保に取り組むことができる。

未指定の文化財については、文化財団の積極的な取り組みが必要と考える。

このことから次の取り組みを行うことが望まれる。

- ・ 未指定文化財を指定文化財にするための調査・研究の支援
- ・ 文化財団で実施した委託調査の成果を活かした取り組み
- ・ 文化財の維持保存に向けての地域と協働した取り組み

②無形文化財の保存・活用（文化財室、佐渡学センター、佐渡観光交流機構（DMO）などとの連携）

人事異動などに左右される行政組織では、安定して地域に寄り添った継続できる文化の継承にはつなげにくい。文化財団が積極的に伝統芸能の保存団体等とのネットワークづくりに取り組むことが望まれる。

また、指定の無形文化財については、補助金を活用した事業展開や関係団体との連携事業、自主事業の取り組みを行うことにより、関係団体の活性化や継承につながる取り組みを行うことが望まれる。

- ・文化財指定物件の補助事業制度の活用（例 補助事業の受託）

【有形文化財含む】

- ・各種団体と佐渡市とが協働する事業の提案をコーディネートする役割を担う。【有形文化財含む】
- ・自主事業の取り組み（例 民謡の祝祭、伝統芸能発表会、能、人形芝居など）【有形文化財含む】
- ・手わざ伝承者との連携→ワークショップなど（佐渡博等との連携）
- ・研究者等による先行研究の調査研究資料の活用【有形文化財含む】
- ・危機的指定文化財（例 車田植、人形芝居など）の保護・活用の取り組み【有形文化財含む】

以上の①、②の取り組みを現状と市民ニーズをしっかりと把握した上で行うことにより、将来的に佐渡文化財団が各種団体の協力を得られる組織となることを望む。

なお、事業については、5年間の事業展開とし、3年目に成果及び内容の精査を行い、財団の見直しを図ることが必要と考える。

6 佐渡市の体制づくり

○現在の体制では、適切な指導並びに助言ができないので、担当係の設置が必要である。

○事務処理の不適正などのチェック機能の向上が必要である。

7 文化財保護政策への対応

佐渡市においては、文化財保護行政担当部部署が市長部局の文化財室と教育委員会事務局の佐渡学センターに分かれていることから、密接に連携しあい保護行政を進めていくことが難しい現状であると聞く。

今後、国の文化財保護法の改正や文化財保護政策の動向、佐渡金山の世界遺産登録なども視野に入れ、文化財を担当する組織の整理・統合等の検討も予想される。世界遺産登録を視野に、佐渡市としても将来の文化財保護行政を見据えた文化財の保存や活用のビジョン等（例えば「文化財保存・活用地域計画」）の作成が喫緊の課題になると思われる。

佐渡の固有文化の「佐渡らしさ」を保持するとともに市民の意識を高める必要があり、その体制づくりが必要である。

佐渡市の組織改編時には、再度文化財団のあり方も検討され、役割や内容についての見直しが必要と考えられる。

おわりに

佐渡の文化振興を図るための文化行政の推進にあたり、文化の視点を取り入れた施策を推進し、総合的・効果的に推進する体制の整備を図るための一助となるべく、文化財団が創設されたと理解している。

佐渡の文化の振興のため、文化財団が果たす役割を再認識し、目的が果たされるよう本報告書の提言を踏まえ、早期に十分な職員の確保と体制の整備に取り組むことを希望する。

今後は、現在の文化振興にあった、新しい文化財団のあり方を確立し、市民、地域、行政等をつなぎ、佐渡の文化振興を担う中核的な組織となることに期待したい。

一般財団法人佐渡文化財団に関する検討会 構成員名簿

(五十音順・敬称略)

○池 田 哲 夫 新潟大学名誉教授

後 藤 一 安

佐 藤 康 行 新潟大学名誉教授

庄 山 忠 彦

高 野 宏一郎

橋 本 美 子

深 野 まゆ子

渡 邊 剛 忠

(○：座長 合計8名)

一般財団法人佐渡市文化財団に関する検討会 開催状況

開催年月日		議事内容
第1回	令和2年 8月19日	経過内容について
第2回	令和2年 9月16日	これまでの事業内容の把握について
第3回	令和2年10月16日	問題点、方向性について
第4回	令和2年11月25日	検討会報告書について